

国立大学法人富山大学『一般事業主行動計画』

富山大学は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を定め、職員が仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等に取り組みます。

1 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日（4年間）

2 内容

『子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備』

目標1 出産・育児に関する支援制度の周知を図る。

《対策》

- ・現行の仕事と子育ての両立支援のための諸制度について、より利用しやすくするために、継続して諸制度の周知を図る。
 - ・ベビーシッター・休日保育利用料補助制度や研究サポーター制度の利用について、積極的なPRを行う。

目標2 出産・育児に関する制度を取得しやすくなるよう環境の整備を図る。

《対策》

- ・育児休業、育児短時間勤務制度等について、学内電子掲示板等を利用して周知する。
- ・男性職員が利用できる子育てに関する制度について、積極的にPRを行う。

『働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備』

目標3 所定外労働削減のための措置を実施する。

《対策》

- ・学内における会議等について、所定勤務時間内での開催を周知徹底する。
- ・各部署における週一回、定時退勤日を周知徹底する。

目標4 年次有給休暇の連続取得のための措置を実施する。

《対策》

- ・ゴールデンウィーク、夏季一斉休暇、年末年始等において、連続して年次有給休暇が取得できるよう会議等の開催の自粛を促すとともに、連続休暇の取得促進を図る。
- ・子の入学式、卒業式、授業参観等の学校行事への参加のための年次有給休暇の取得促進を図る。